

令和2年度中に策定・変更予定の県の計画等について

1 滋賀県地域防災計画の修正について

【概要】

- 県は、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。(災害対策基本法第40条)
- 本県では、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故灾害対策編」、「原子力災害対策編」の4編を作成している。

【修正】

- 毎年度検討を行い必要な修正を行っており、本年度においても国の防災基本計画の修正や、災害教訓等を踏まえ修正を行う予定。

2 滋賀県地震防災プランの改定について

【主旨】

- 現行の平成30年度に策定した「滋賀県地震防災プラン」の計画期間が令和2年度までであることから、これまでの取組状況や、発生した災害の教訓等を踏まえ、新たなプランに改定する。

【現行プランの概要】

- これまでの地震対策の取組を継承しつつ全国で発生した大規模災害を教訓として、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めている。

(7つの実行)

- 実行1 多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する
- 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現する
- 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供する
- 実行4 被災者の生活再建を支援する
- 実行5 県と市町・市町間の連携を強化する
- 実行6 当事者力・地域力を高める
- 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める

【今後の予定】

- | | |
|---------|-------------------------|
| 令和2年6月 | ・現行プランの進行状況を確認し課題対応策を整理 |
| 令和2年10月 | ・常任委員会報告【改定案(案)】 |
| 令和3年3月 | ・常任委員会報告【改定案(最終案)】 |